

## 訪問看護テックナビ 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社テクナビコーポレートが開設する訪問看護テックナビ（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (事業の運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護テックナビ
- 2 所在地 東京都板橋区〇〇

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師等 看護師 1名（常勤職員、管理者と兼務）  
看護師 2名（常勤職員2名）

看護師等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。  
看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

- 3 事務職員 0名（非常勤職員）

必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 訪問看護サービス提供対応日 1の営業日対応とする。
- 4 訪問看護サービス提供対応時間 午前9時から午後6時までとする。
- 5 電話等により、営業時間内、常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1 病状・障害の観察        | 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| 3 療養上の世話          | 4 褥創の予防・処置       |
| 5 リハビリテーション       | 6 認知症患者の看護       |
| 7 療養生活や介護方法の指導    | 8 カテーテル等の管理      |
| 9 その他医師の指示による医療処置 |                  |

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額によるものとし、実施地域を超えて指定訪問看護、介護予防訪問看護に要する交通費の請求は行わない。

2 その他の費用の額については、別紙料金表による。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東京都板橋区、豊島区、北区、練馬区、埼玉県川口市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市の区域とする。

(緊急時・事故発生時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 採用時研修 採用後3月以内  
継続研修 年1回
- 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 **reve** とネクストリンク訪問看護の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。